

だ て ま さ む ね あ ん ど じ ょ う
伊達政宗安堵状

市指定有形文化財（古文書）

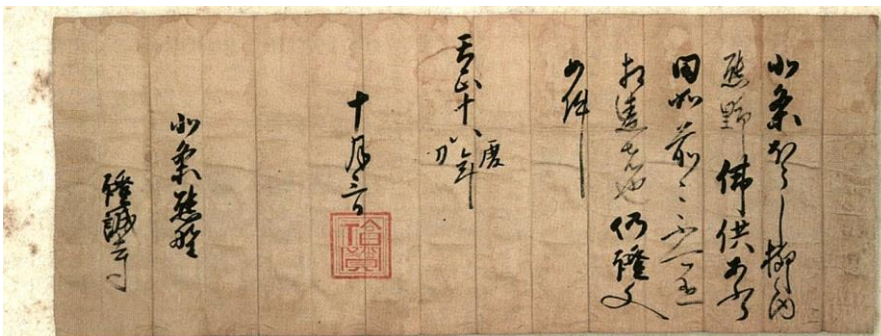
宮内熊野大社考古館に「天正 18（1590）年伊達政宗安堵状」が展示されています。安堵状とは、主君が家臣の所有権等を許可、保証（安堵）する文書のことを言います。

縦 17.8cm、横 46cm の大きさで、十数本の折り目がついたこの書状には、「北条ほうし柳の内、熊野仏供あぶら田、前々の如く相違あるべからざるもの也、よってくだんの如し/天正十八庚寅年/十月三日/福寶（印）/北条熊野/證誠寺」と書かれています。「北条郷法師柳村に熊野権現（熊野三山に祭られる神）の御供物料・御燈明料として認めてきた土地は、以前と同じように所有地として認めます。」という意味です。差出人はこの地方を支配していた伊達政宗で、朱印で押された「福寶」が政宗の印であることからそれがわかります。受取人は「北条熊野證誠寺」です。熊野大社は当時「熊野山證誠寺」と呼ばれる一山寺院でした。

なぜこの年（天正 18 年）にこのような安堵状が出されたのでしょうか。政宗は永禄 10（1567）年に湯殿山の申し子として米沢城に生まれました。幼名は「梵天丸」で幼時より利発、才能人に過ぐと言われました。天正 12（1584）年、18 歳で家督を継ぎ、連戦の末、同 17（1589）年宮城県・山形県南部・福島県を支配する大大名になりました。しかし、その頃には豊臣秀吉が天下を統一していたため、政宗も秀吉に従わざるを得ません。同 19（1591）年、秀吉は政宗から福島県と山形県置賜地方を取り上げ、宮城県に移るように命令します。

おそらく、命令が下った前年の天正 18 年頃には、政宗から置賜地方が取り上げられるのではないか、そんな噂が流れていたのかもしれない。置賜地方に新たな支配者が来たとき、安堵状は権利主張の有力な証拠になるでしょう。そのために熊野山證誠寺は安堵状の下賜を願ったのではないのでしょうか。

南陽市文化財保護審議委員 須崎寛二
平成 26 年 8 月 1 日号 市報なんよう掲載



伊達政宗が熊野山證誠寺に出した安堵状。この書状には次のとおり書かれている。
「北条ほうし柳の内、熊野仏供あぶら田、前々の如く相違あるべからざるもの也、よってくだんの如し/天正十八庚寅年/十月三日/福寶(印)/北条熊野/證誠寺」